

証券コード 3435
2021年6月8日

株 主 各 位

千葉県流山市南流山三丁目10番地16
サンコーテクノ株式会社
代表取締役社長 洞 下 英 人

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）の当社の営業終了時刻（午後5時15分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔の間
（2ページの新型コロナウイルス感染症への対応についてを
ご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項 議 案

取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sanko-techno.co.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

したがって本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して、監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sanko-techno.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染の可能性が懸念されております。

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、本総会においてはお土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。今般の諸事情により本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<http://www.sanko-techno.co.jp>

添付書類

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外の経済活動の停滞により、景気は急速に悪化いたしました。5月下旬の緊急事態宣言解除後、経済活動は緩やかな持ち直し局面に入りましたが、感染の再拡大により、依然として、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する建設市場におきましては、緊急事態宣言の発令に伴い、一部の工事において中断等の措置が取られた影響がありました。インフラ整備を中心とした一定水準の需要に支えられ、徐々に安定化傾向が見られるものの、感染症拡大の長期化で、設備投資抑制の影響も引き続き見られることから、感染症拡大前の水準への回復には時間を要するものと予想されます。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、「中期経営ビジョン2020」のもと、成長戦略のキーワードとして掲げる「安定供給」、「安定品質」、「市場創出」の一層の促進に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は17,940百万円（前連結会計年度比3.0%減）、営業利益1,475百万円（同2.2%減）、経常利益1,481百万円（同3.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,026百万円（同1.8%増）となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

(ファスニング事業)

各種設備工事等の需要は、民間工事・公共工事ともに前年を下回る水準にとどまっております。これに伴い、当社の主力製品であるあと施工アンカーの販売は減少いたしました。また、インフラ関連を中心に完成工事高が増加したものの、ドリル・ファスナー製品の販売が減少し、海外売上高についても減少したことから、総じて軟調な推移となりました。

この結果、当セグメントの売上高は13,588百万円（前年同期比3.0%減）、セグメント利益は1,761百万円（同6.6%減）となりました。

（機能材事業）

電動油圧工具関連の販売が、国内・海外ともに前年を下回る水準で推移したほか、電子基板関連、FRPシート関連及びアルコール検知器関連の販売も減少いたしました。一方、2020年3月期第2四半期より新たに加わった、包装・物流機器関連の売上高が増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は4,352百万円（同2.9%減）、セグメント利益は526百万円（同15.7%増）となりました。

② 設備投資及び資金の調達の状況

当連結会計年度における設備投資は総額237百万円で、主としてファスニング事業の製造設備更新・増設であります。

なお、所要資金は自己資金で賄っております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2018年3月期)	第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	16,326	17,025	18,490	17,940
経常利益 (百万円)	1,162	1,333	1,529	1,481
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	796	943	1,008	1,026
1株当たり当期純利益 (円)	97.75	115.44	123.58	128.18
総資産 (百万円)	15,808	16,067	17,651	17,722
純資産 (百万円)	11,619	12,338	13,086	13,617

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2018年3月期)	第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	13,828	14,252	14,263	13,847
経常利益 (百万円)	979	1,059	1,103	1,069
当期純利益 (百万円)	704	759	743	767
1株当たり当期純利益 (円)	86.42	92.95	91.17	95.75
総資産 (百万円)	13,534	13,808	14,450	14,616
純資産 (百万円)	9,711	10,283	10,672	11,027

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SANKO FASTEM (THAILAND) LTD.	100,000千バーツ	84.50%	あと施工アンカーを中心に製造し、主に日本向けの販売を行っております。
三 幸 商 事 顧 問 股 份 有 限 公 司	1,000千台湾ドル	100.00	日本向け輸出商材の仲介業務及び、新商材の発掘及び引張確認試験サービスを行っております。
株 式 会 社 I K K	90,729千円	99.86	小型鉄筋カッター、ベンダー製品を中心にとした電動油圧工具の製造・販売を行っております。
アイエスエム・インタ ナショナル株式会社	10,000千円	100.00	あと施工アンカー関連商品を国内と海外に販売しております。
株 式 会 社 ス イ コ ー	33,800千円	100.00	主に電子プリント基板の設計からマウントまでの一貫生産、販売を行っております。
SANKO FASTEM (VIETNAM) LTD.	23,676,500千 ベトナムドン	100.00	あと施工アンカーを中心にドリルなどをベトナム国内向けに販売しております。
浦 和 電 研 株 式 会 社	30,000千円	100.00	主に電子プリント基板の設計・製造及び、電子機器の製造・販売を行っております。
成 光 産 業 株 式 会 社	80,000千円	100.00	主に、プラスチック成形機及び、包装機の輸入・販売を行っております。
成 光 パ ッ ク 株 式 会 社	10,000千円	100.00	主に、プラスチックの成形加工・販売を行っております。

(注) 1. 成光パック株式会社の株式は、成光産業株式会社を通じての間接所有となっております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業価値の向上を継続的に推進していくため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 開発体制の強化

当社グループでは、ユーザーニーズの動向を適切に把握し、そのニーズに即応することを、事業継続・発展において重要な取組みとして認識しております。日々の営業活動やお客様相談に寄せられるユーザー情報をもとに、販売部門と開発部門・製造部門の連携を密にして、独自の製品・サービスを今まで以上にスピーディに実現することに注力してまいります。

② 生産性の向上

当社グループでは、競争力を維持し収益力を拡大していくために、最適な生産体制を追求し、コストダウンを積極的に進めてまいります。また、工事部門においては採算性の高い独自工法に特化した受注を推進してまいります。

③ 品質の向上

当社グループは、ユーザーに安全かつ安心な製品を継続して使用いただくため、品質管理部門の強化に努めてまいります。製造工程の品質の向上を図ると共に、各種試験等により品質の確認を徹底することで、使用現場で安定した性能が維持されるよう努めてまいります。

④ グループ戦略の推進

当社グループは、異なる事業分野において複数の事業を展開しております。各事業のミッションを明確化し、これに基づいた戦略を実践してまいります。安定的な収益を確保できる事業と中期の視点から成長を追求する事業とが、それぞれの目的を果たせるよう、「全体最適化」をキーワードに、経営資源を適切に配分してまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループは、将来の持続的な成長を図る上で、優秀な人材の確保と育成は重要な経営課題であると認識しております。中途採用活動と新卒採用活動を並行して、バランスの良い人材構成を構築してまいります。また、社内外研修等に積極的に取り組み人材育成を推進してまいります。

⑥ M&A等による事業拡大

当社グループは、グループ内の技術・ノウハウ等を結集し様々な顧客の課題解決に貢献し、「人（社会）のお役に立つこと」を基本方針としております。よって、当社グループの経営理念と合致するような企業とのM&A等の案件があった際には、中長期的に当社グループの企業価値向上に資するかどうかを慎重に見極めつつ、積極的に推進してまいります。

⑦ 法令及び社会ルールの遵守

当社グループが事業活動を継続する上で、法令・社会ルールを守り、不正や反社会的勢力を排除することは必要不可欠な取組みであると捉えております。今後とも、グループで定めているモラル憲章の浸透を徹底してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

セグメント	製品群	種別・工法
ファスニング事業	アンカー	金属系アンカー、接着系アンカー
	ドリル、電動工具	大口径・小口径ドリル、アンカー施工工具、確認試験機
	ファスナー	軽量物取付ファスナー（ドリルねじ等）
	工事関連	耐震補強、各種維持・保全、太陽光関連
機能材事業	F R Pシート関連	紫外線硬化型F R Pシート
	センサー、電子プリント基板	アルコール検知器 車両表示板用、工事・事故表示板用、コンピューター周辺機器・通信機器用
	電動油圧工具	小型鉄筋カッター・ベンダー
	包装・物流関連機器	プラスチック成形機・包装機

(6) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

① 当社

本 社	千葉県流山市南流山三丁目10番地16
事 業 所	流山事業所（千葉県流山市） 南流山事業所（千葉県流山市）
支 店	札幌支店（北海道札幌市白石区） 仙台支店（宮城県仙台市若林区） 名古屋支店（愛知県名古屋市中川区） 大阪支社（大阪府東大阪市） 福岡支店（福岡県大野城市）
工 場	野田工場（千葉県野田市） 奈良工場（奈良県奈良市）

② 子会社

名 称	所 在 地
SANKO FASTEM (THAILAND) LTD.	タイ王国（バンコク）
三幸商事顧問股份有限公司	中華民国（台北）
株式会社 I K K	静岡県沼津市
株式会社 ス イ コ ー	千葉県流山市
アイエスエム・インタナショナル株式会社	千葉県流山市
SANKO FASTEM (VIETNAM) LTD.	ベトナム社会主義共和国（ハノイ）
浦和電研株式会社	埼玉県さいたま市
成光産業株式会社	東京都杉並区
成光パックス株式会社	千葉県香取市

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファスニング事業	414 (63) 名	△8 (5) 名
機能材事業	105 (78) 名	△1 (△2) 名
全社（共通）	53 (7) 名	△2 (△3) 名
合計	572 (148) 名	△11 (-) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
318 (69) 名	2 (2) 名	40.7歳	13.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	490百万円
株式会社商工組合中央金庫	103
株式会社りそな銀行	60

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,745,408株
 (3) 株主数 3,582名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
洞 下 英 人	1,165千株	14.8%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	720千株	9.2%
有 限 会 社 サ ン ワ ー ル ド	680千株	8.6%
サ ン コ ー テ ク ノ 社 員 持 株 会	316千株	4.0%
洞 下 照 夫	215千株	2.7%
新 井 栄	208千株	2.6%
佐 藤 静 男	191千株	2.4%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	178千株	2.3%
M I S P C L I E N T S E C U R I T I E S (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	173千株	2.2%
洞 下 正 人	160千株	2.0%

- (注) 1. 当社は自己株式879,043株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式（879,043株）を控除して計算しております。
 3. 大株主（上位10名）の持株数は千株未満を切捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

・譲渡制限付株式報酬(リストラクテッド・ストック)

当社の企業価値の持続的な向上や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目指すとして、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社株式を交付いたします。

譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限契約(譲渡制限付株式割当契約)を締結したうえで、取締役会にて決定された数の当社普通株式を交付いたします。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、割当日から取締役の地位を退任または退職する日までの期間といたします。なお、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	8,500株	3人

3. 会社の新株予約権に関する事項（2021年3月31日現在）

（1）当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2012年7月13日	2013年7月12日
区分	取締役（注）1	取締役（注）1
保有者数	3名	3名
新株予約権の数	43個	39個
新株予約権の目的となる株式の数	17,200株（注）2	15,600株（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	1株につき1円	1株につき1円
権利行使期間	2012年8月11日から 2042年8月10日まで	2013年8月13日から 2043年8月12日まで
新株予約権の行使の条件	（別記）	（別記）
	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2014年7月11日	2015年7月13日
区分	取締役（注）1	取締役（注）1
保有者数	3名	3名
新株予約権の数	31個	63個
新株予約権の目的となる株式の数	6,200株（注）2	6,300株（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	1株につき1円	1株につき1円
権利行使期間	2014年8月13日から 2044年8月12日まで	2015年8月12日から 2045年8月11日まで
新株予約権の行使の条件	（別記）	（別記）

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2016年7月14日	2017年7月18日
区分	取締役（注）1	取締役（注）1
保有者数	3名	3名
新株予約権の数	127個	101個
新株予約権の目的となる株式の数	12,700株	10,100株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	1株につき1円	1株につき1円
権利行使期間	2016年8月18日から 2046年8月17日まで	2017年8月18日から 2047年8月17日まで
新株予約権の行使の条件	（別記）	（別記）
	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日	2018年7月13日	2019年7月12日
区分	取締役（注）1	取締役（注）1
保有者数	3名	3名
新株予約権の数	75個	75個
新株予約権の目的となる株式の数	7,500株	7,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	1株につき1円	1株につき1円
権利行使期間	2018年8月23日から 2048年8月22日まで	2019年8月22日から 2049年8月21日まで
新株予約権の行使の条件	（別記）	（別記）

（注）1. 監査等委員及び社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

2. 2013年10月1日付で普通株式1株につき2株、2015年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

(別記)

新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権 1 個の一部行使は認めない。
- ② 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - ・禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - ・懲戒処分による解雇の場合。
 - ・株主総会決議による解任の場合。
 - ・会社に重大な損害を与えた場合。
 - ・相続開始時に、新株予約権者が後記二.に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - ・新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ④ 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る。） 1 名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人（同上。）に変更することができる。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者が前記二.に基づいて届け出た相続人 1 名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
- ⑥ その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	洞 下 英 人	SANKO FASTEM (THAILAND) LTD.代表取締役会長 三幸商事顧問股份有限公司董事長 株式会社スイコー取締役会長 アイエスエム・インタナショナル株式会社取締役 浦和電研株式会社代表取締役会長 SANKO FASTEM (VIETNAM) LTD.取締役 成光産業株式会社代表取締役会長 成光パック株式会社代表取締役社長
常務取締役	洞 下 正 人	当社技術研究所所長
常務取締役	八 谷 剛	株式会社 I K K 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	松 岡 省 一	
取締役 (常勤監査等委員)	岩 城 龍 夫	岩城行政書士事務所所長
取締役 (監査等委員)	佐 藤 靖	青山学院大学経営学部教授 株式会社I.G.M.Holdings監査役 株式会社メディロム監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松岡省一氏、岩城龍夫氏及び佐藤 靖氏は、社外取締役であります。
2. 当社は情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、松岡省一氏及び岩城龍夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）岩城龍夫氏及び佐藤 靖氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）岩城龍夫氏は、会計検査院における長年の経験から財政監督の業務に精通しております。
 - ・取締役（監査等委員）佐藤 靖氏は、大学教授として会計学、経営学等の専門的知見を有しております。
4. 当社は取締役（監査等委員）松岡省一氏、岩城龍夫氏及び佐藤 靖氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第30条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(3) 当事業年度にかかる取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、当社が持続的な成長を図るインセンティブとして有効に機能するように、また、株主との一層の価値共有を推進することを目的として、業績拡大及び企業価値向上に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

業務執行取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬並びに業績連動報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役については、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

固定報酬の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定しております。業績連動報酬の水準につきましては、当社グループの業績等に対する貢献度合いに基づき報酬の額を決定しております。また、当社の業績連動報酬に係る指標は連結営業利益であり、当社グループの業績等に対する貢献度を示すものであることから、当該指標を選択しております。業績連動報酬額の決定方法は、連結営業利益の金額及びその達成度、前年同期比との比較等を行い、総合的に勘案し、決定することとしております。

株式報酬については、「譲渡制限付株式報酬規程」に基づいて、各対象取締役への金銭報酬債権の支給と引替えに会社の普通株式を割当するものとし、その時期及びその金額は、原則として定時株主総会の翌月までに開催される取締役会にて決定することとしております。

交付の時期につきましては、「役員就業規則」並びに「譲渡制限付株式報酬規程」に定めたとおりであります。なお、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の割合については、概ね11:1:1とし、上記方針に基づき、総合的に勘案し、設定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は1名）であります。

なお、2020年6月24日開催の定時株主総会において、年額240,000千円を取締役報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額48,000千円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は3名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の決定権限を有する者は、株主総会から権限を委譲された取締役会により更に権限を委譲された代表取締役社長 洞下英人であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決議された取締役の報酬の範囲内で個々の取締役の報酬額を決定することです。ただし、当社は、取締役の報酬等の額に関して、その構成要素や変動要因の変動幅の大枠が内規で定められていることから、代表取締役社長の裁量の幅は合理的な範囲内に限定されており、その範囲内において、業績連動報酬における業績等の貢献度評価並びに固定報酬における同業他社及び同規模企業との比較を行い、個々の取締役の報酬額を決定しております。

他方、監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査等委員である取締役が協議により決定していることから、決定権者は監査等委員である取締役全員となっております。

当事業年度における当社取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、代表取締役社長 洞下英人へ報酬等の額の決定を一任する旨の確認を行っております。また、決定内容について、代表取締役社長からの説明により、当該方針に沿うものであったと判断しております。なお、株式報酬に関しましては、代表取締役社長からの説明を受け、取締役会にて決定しております。

当社の業績連動報酬に係る指標は連結営業利益であり、当社グループの業績等に対する貢献度を示すものであることから、当該指標を選択しております。業績連動報酬の額の決定方法は、連結営業利益の金額及びその達成度、前年同期比との比較等を行い総合的に勘案し、決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は1,170百万円であり、実績は1,475百万円（前年対比97.8%）であります。

④ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬		譲渡制限付株式 報酬	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役(監査等委員である ものを除く。) (うち社外役員)	89,522 (-)	75,660 (-)	6,000 (-)	7,862 (-)	3 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外役員)	13,860 (13,860)	13,860 (13,860)	-	-	3 (3)

(注) 譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）岩城 龍夫氏は、岩城行政書士事務所の所長であります。当社は、岩城行政書士事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）佐藤 靖氏は、株式会社I.G.M.Holdings監査役及び株式会社メディコム監査役であります。当社は、上記の兼職する法人等との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 (監査等委員) 松岡省一	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査等委員会14回全てに出席いたしました。企業経営並びに経営基盤づくりや社内環境整備に関する十分な実績を有しており、経営を含む幅広い業務経験と高い見識に基づいた意見を述べるなど取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、並びに内部統制システムの構築に当たり助言・提言を行っております。また、会計監査人、内部監査室との連携を強化し、効果的な監査活動を行うために主体的に活動したほか、監査等委員会においても、委員長として強いリーダーシップを発揮しております。
取締役 (監査等委員) 岩城龍夫	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査等委員会14回全てに出席いたしました。会計検査院における長年の財務監督の業務経験と知見を有しており、これまでの経験と知見を活かした視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びに内部統制システムの構築に当たり助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては積極的に発言を行うほか、内部統制委員会にもオブザーバーとして出席し、自身の監督経験に基づいた発言を積極的に行い、役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 佐藤靖	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査等委員会14回全てに出席いたしました。大学教授として会計学・経営学の幅広い知見や、経営者として企業経営に対し十分な知識と経験を有しており、幅広い視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びに内部統制システムの構築に当たり助言・提言を行っております。また、専門分野である、経営意思決定のための財務分析に関し、当社の取組に対するアドバイス等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(注) 2020年6月24日開催の第56回定時株主総会において監査法人アヴァンティアが選任されたことに伴い、当社の監査法人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	監査法人 アヴァンティア	EY新日本有限責任 監査法人	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円	680千円	28,680千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円	680千円	28,680千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況 該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制、また財務報告の適正を確保するための体制の整備について、2021年5月19日開催の取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

改定後の内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制
 - イ. 法令等遵守を経営の重要課題の一つと位置付け、「S.T.Gモラル憲章」を定め、企業倫理の確立及び徹底を図ります。
 - ロ. 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員(統括責任者)並びに法令上疑義のある行為等の調査、指導を行うための法務担当を企画部に設置すると共に、必要に応じて各分野の担当部署が、関係規程、マニュアルを策定し研修を実施します。
 - ハ. 業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、「会計監査」、「業務監査」、「組織・制度監査」を実施し、内部統制システムの構築並びに運用が合法的・合理的に行われているかを公正かつ客観的立場で検証・評価・報告します。
 - ニ. 法令等遵守のための通報制度に関し、「内部通報規程」に基づき、監査等委員、内部監査室、企画部に「勇気の窓口」を設置し、社内通報体制を運用します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 株主総会、取締役会等の議事録、並びに稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を記録します。
 - ロ. 取締役の職務執行に係る重要な書類については、「定款」、「取締役会規程」、「稟議(申請)規程」、「文書取扱規程」等に基づき、保存及び管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、方針、基本目的、行動指針等を明記した「リスクマネジメント規程」に基づき、各組織は経営課題や戦略に対し、戦略シート等を用いて課題の分析、対策の立案及び評価期間や目標値などを設定し実施します。また、半期ごとに実施内容を監視、測定、評価した上で、レビューします。
 - ロ. 本部長など各組織の長をリスクマネジメント管理者とし、リスク管理を行います。

- ハ. 業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、「会計監査」、「業務監査」、「組織・制度監査」を実施し、内部統制システムの構築並びに運用が合法的・合理的に行われているかを公正かつ客観的立場で検証・評価・報告します。
- 二. 緊急事態が発生した場合には、「リスクマネジメント規程」に基づき、緊急対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、臨時で決裁又は報告の必要が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催します。
- ロ. 経営理念を基軸に策定される中期経営ビジョン並びに年度経営方針に基づき、各本部、部門が経営戦略及び予算を設定し、経営計画の進捗状況について取締役会で確認し、必要な対策や見直しを行います。
- ハ. 業務執行に際しては、「職務権限及び職務分掌規程」等に基づき、各責任者が業務を遂行します。
- 二. 業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、「会計監査」、「業務監査」、「組織・制度監査」を実施し、内部統制システムの構築並びに運用が合法的・合理的に行われているかを公正かつ客観的立場で検証・評価・報告します。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ内の企業は、それぞれ自社の特性を踏まえ、自主的に経営判断を行い相互に独立性を尊重すると共に「グループ会社運営規程」に基づき、法令で定められた内部統制を構築、整備します。
- ロ. グループ会社全てに適用する行動規範として定められた「S.T.Gモラル憲章」に基づき、グループ各社で規程等を定め、業務の適正を確保します。
- ハ. 経営管理については「グループ会社運営規程」に基づき、子会社の取締役を兼任する当社の役員及び経営管理本部が、グループ内企業の経営計画に対する業務執行状況及び内部統制の構築状況の整備、運用状況等について、ヒアリング及びモニタリングを実施する等して、グループ会社経営の管理を実施します。

- 二. 当社の監査等委員は、当社及び子会社の業務執行の適正性を確保するために、内部監査室、経営管理本部、会計監査人及び子会社の内部監査部門、監査役と情報交換を行い、相互連携を図ります。
 - ホ. グループ会社の従業員は、「グループ会社運営規程」に基づき、当社からの要求内容が法令上の疑義、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、関連部門に報告するほか、「内部通報制度」により企画部等に報告することができます。
- ⑥ 財務報告の適正を確保するための体制
- イ. 適正な財務報告を経営の重要課題の一つと位置付け、経理部門等の主管部門を中心とし財務報告の適正を確保するために「内部統制委員会」を設置し、有効な内部統制を実施します。
 - ロ. 経理関係規程等に基づき、適正な会計処理並びに財務報告が行われるよう、財務報告の適正を確保するために必要な規程を整備します。
 - ハ. 会計システムを通じて、財務諸表が作成される重要な決算財務報告に係る業務プロセス及び決算・財務報告以外の業務プロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点を認識し、不正や誤りが生じないような内部牽制等を行います。
 - 二. 業務執行部門から独立した内部監査室が「内部監査規程」に基づき、財務報告の適正を確保するための内部統制の有効性について、内部監査を実施します。
- ⑦ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制
- イ. 監査等委員の職務を補助すべき組織として「監査等委員会事務局」を設置しており、監査等委員の指示に従いその職務を遂行します。
 - ロ. 「監査等委員会事務局」の人数等は「監査等委員会」との間で協議のうえ決定します。
- ⑧ 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する体制
- イ. 「監査等委員会事務局」に所属する監査等委員補助者の人事異動・評価については、「人事評価規程」に基づき、監査等委員と事前に協議します。
 - ロ. 監査等委員補助者は、取締役からの独立性を確保するため業務執行部門にかかる役職を兼務しません。

⑨ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制並びに監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会等の法令の定めるもの及びその他の重要会議に監査等委員が出席することにより、取締役及び使用人の重要な業務執行に関する事項の報告を受けることができます。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等細則」、「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施細則」の内容を理解し、監査等委員会及び監査等委員による監査活動に対して協力します。
- ハ. 「監査等委員会監査等細則」に基づき、監査等委員は必要に応じて重要な業務執行に関する事項等について、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるほか、会議録、稟議書、契約書等業務執行に関する重要な書類を閲覧します。
- ニ. 法令等遵守のための通報制度については「内部通報規程」、「グループ会社運営規程」に基づき、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が「勇気の窓口」を通じ監査等委員に通報します。
- ホ. 「内部通報規程」に基づき、監査等委員に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由にして、不利な扱いを受けないことを確保します。
- ヘ. 代表取締役は定期的に監査等委員と会合を持ちます。
- ト. 監査等委員が当社の監査のため必要な範囲において、グループ内の企業を調査することができる体制とします。
- チ. 監査等委員が監査法人、内部監査室その他の監査機関と円滑に連携して実効的に監査することができる体制とします。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に関わる体制

- イ. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会14回、内部統制委員会は5回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会への出席、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、情報交換等を行うことで取締役の職務執行に関わる監査を行っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(3) 会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当の決定に関する方針

① 配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

② 剰余金の配当

定款第39条に基づき、会社法第459条第1項の剰余金の配当等は取締役会決議によって以下のとおりとさせていただきます。

当事業年度に属する基準日による剰余金の配当を取締役会が決議した状況

イ. 配当金の総額 204,525千円

ロ. 普通株式1株当たり配当金 26 円

ハ. 基準日 2021年3月31日

また、内部留保金につきましては、企業価値向上のため、主にファスニング製品の安定供給や安定品質に関する有効投資や、新製品及び新事業創出のための研究開発投資やM&A等に活用し、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,953,026	流 動 負 債	2,478,305
現金及び預金	2,416,028	買掛金	1,127,349
受取手形及び売掛金	3,889,394	短期借入金	363,756
商品及び製品	2,644,370	未払法人税等	231,510
仕掛品	685,181	賞与引当金	125,269
未成工事支出金	51,491	その他の	630,420
原材料及び貯蔵品	881,382	固 定 負 債	1,626,200
未収入金	128,359	長期借入金	310,445
その他の	256,964	役員退職慰労引当金	16,704
貸倒引当金	△146	退職給付に係る負債	1,129,474
固 定 資 産	6,769,168	繰延税金負債	129,371
有 形 固 定 資 産	5,472,348	その他の	40,206
建物及び構築物	1,495,374	負 債 合 計	4,104,505
機械装置及び運搬具	412,693	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	101,871	株 主 資 本	13,094,433
土地	3,424,474	資本金	768,590
リース資産	5,544	資本剰余金	584,896
建設仮勘定	32,390	利益剰余金	12,262,558
無 形 固 定 資 産	114,725	自己株式	△521,612
ソフトウェア	18,157	その他の包括利益累計額	241,386
ソフトウェア仮勘定	58,759	その他有価証券評価差額金	31,766
のれん	19,336	繰延ヘッジ損益	11,979
その他の	18,471	為替換算調整勘定	207,764
投資その他の資産	1,182,094	退職給付に係る調整累計額	△10,124
投資有価証券	247,994	新 株 予 約 権	57,538
長期貸付金	22,429	非 支 配 株 主 持 分	224,330
繰延税金資産	354,423		
投資不動産	317,559		
その他の	240,312		
貸倒引当金	△625	純 資 産 合 計	13,617,689
資 産 合 計	17,722,195	負 債 純 資 産 合 計	17,722,195

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,940,626
売上原価	12,578,795
売上総利益	5,361,830
販売費及び一般管理費	3,886,288
営業利益	1,475,542
営業外収益	
受取利息	1,141
受取配当金	3,196
仕入割引	31,761
投資不動産賃貸料	11,221
持分法による投資利益	651
為替差益	58,184
その他	36,216
営業外費用	
支払利息	2,885
売上割引	118,657
その他	14,965
経常利益	1,481,407
特別利益	
固定資産売却益	39,319
特別損失	
固定資産除却損	1,958
役員退職慰労金	3,300
税金等調整前当期純利益	1,515,468
法人税、住民税及び事業税	455,381
法人税等調整額	23,022
当期純利益	1,037,064
非支配株主に帰属する当期純利益	10,154
親会社株主に帰属する当期純利益	1,026,910

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	768,590	581,208	11,445,725	△326,872	12,468,651
当期変動額					
剰余金の配当			△210,076		△210,076
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,026,910		1,026,910
自己株式の取得				△198,913	△198,913
自己株式の処分		3,687		4,174	7,862
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	3,687	816,833	△194,739	625,782
当期末残高	768,590	584,896	12,262,558	△521,612	13,094,433

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	10,127	40,483	274,910	-	325,521	57,538	234,661	13,086,372
当期変動額								
剰余金の配当								△210,076
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,026,910
自己株式の取得								△198,913
自己株式の処分								7,862
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21,639	△28,504	△67,146	△10,124	△84,135		△10,330	△94,465
当期変動額合計	21,639	△28,504	△67,146	△10,124	△84,135	-	△10,330	531,316
当期末残高	31,766	11,979	207,764	△10,124	241,386	57,538	224,330	13,617,689

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,198,359	流動負債	2,025,308
現金及び預金	1,217,536	買掛金	1,007,522
受取手形	875,097	短期借入金	30,000
売掛金	2,063,463	一年以内返済予定長期借入金	330,404
商品及び製品	1,963,930	未払金	276,389
仕掛品	409,240	未払費用	95,246
未成工事支出金	51,491	未払法人税等	150,297
原材料及び貯蔵品	342,261	未成工事受入金	11,721
未収入金	132,254	預り金	12,716
短期貸付金	64,461	賞与引当金	107,862
その他	78,622	その他	3,149
固定資産	7,418,194	固定負債	1,563,734
有形固定資産	3,573,746	長期借入金	560,445
建物	1,134,045	長期未払金	32,358
構築物	4,607	退職給付引当金	963,890
機械及び装置	184,617	その他	7,041
車両運搬具	2,305	負債合計	3,589,043
工具、器具及び備品	49,369	純資産の部	
土地	2,173,060	株主資本	10,916,820
建設仮勘定	25,740	資本金	768,590
無形固定資産	89,910	資本剰余金	594,250
ソフトウェア	13,919	資本準備金	581,191
ソフトウェア仮勘定	58,759	その他資本剰余金	13,058
その他	17,231	利益剰余金	10,075,592
投資その他の資産	3,754,537	利益準備金	116,616
投資有価証券	116,666	その他利益剰余金	9,958,976
関係会社株式	2,561,744	土地圧縮積立金	92,396
出資金	107,610	別途積立金	8,827,658
長期貸付金	301,744	繰越利益剰余金	1,038,921
破産更生債権等	160	自己株式	△521,612
繰延税金資産	327,885	評価・換算差額等	53,150
投資不動産	273,037	その他有価証券評価差額金	41,171
その他	65,849	繰延ヘッジ損益	11,979
貸倒引当金	△160	新株予約権	57,538
資産合計	14,616,553	純資産合計	11,027,509
		負債純資産合計	14,616,553

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,847,841
売上原価	9,827,115
売上総利益	4,020,726
販売費及び一般管理費	3,060,560
営業利益	960,165
営業外収益	
受取利息及び配当金	122,933
仕入割引	28,675
投資不動産賃貸料	8,023
為替差益	55,360
その他	25,594
営業外費用	
支払払利息	4,077
売上割引	115,899
不動産賃貸原価	5,993
その他	4,954
経常利益	1,069,827
特別利益	
固定資産売却益	849
特別損失	
固定資産除却損	189
税引前当期純利益	1,070,487
法人税、住民税及び事業税	295,077
法人税等調整額	8,306
当期純利益	767,103

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	768,590	581,191	9,370	590,562
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			3,687	3,687
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	3,687	3,687
当期末残高	768,590	581,191	13,058	594,250

(単位：千円)

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		特別償却準備金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	116,616	1,688	92,396	8,327,658	980,206	9,518,565	△326,872	10,550,845
当期変動額								
特別償却準備金の取崩		△1,688			1,688	-		-
別途積立金の積立				500,000	△500,000	-		-
剰余金の配当					△210,076	△210,076		△210,076
当期純利益					767,103	767,103		767,103
自己株式の取得							△198,913	△198,913
自己株式の処分							4,174	7,862
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	△1,688	-	500,000	58,715	557,026	△194,739	365,975
当期末残高	116,616	-	92,396	8,827,658	1,038,921	10,075,592	△521,612	10,916,820

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	24,025	40,483	64,509	57,538	10,672,893
当期変動額					
特別償却準備金の取崩					-
別途積立金の積立					-
剰余金の配当					△210,076
当期純利益					767,103
自己株式の取得					△198,913
自己株式の処分					7,862
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	17,145	△28,504	△11,358		△11,358
当期変動額合計	17,145	△28,504	△11,358	-	354,616
当期末残高	41,171	11,979	53,150	57,538	11,027,509

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

サンコーテクノ株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	木 村 直 人	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	相 馬 裕 晃	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋 本 剛	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンコーテクノ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンコーテクノ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

サンコーテクノ株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	木 村 直 人	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	相 馬 裕 晃	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋 本 剛	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンコーテクノ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第５７期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告致します。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施致しました。

一 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人アヴァンティアから当該内部統制の評価及び監査に関する状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（２００５年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

サンコーテクノ株式会社 監査等委員会

監査等委員 松 岡 省 一 ㊟

監査等委員 岩 城 龍 夫 ㊟

監査等委員 佐 藤 靖 ㊟

(注) 監査等委員松岡 省一及び岩城 龍夫及び佐藤 靖は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	ほ ら げ ひ で と 洞 下 英 人 (1965年8月22日生)	1997年 7 月 当社入社 TCM営業部次長 2003年 4 月 当社執行役員企画本部長 2004年 6 月 当社取締役企画本部長 2009年 4 月 当社取締役経営管理本部長 2010年 4 月 当社取締役副社長 2010年 6 月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） SANKO FASTEM (THAILAND) LTD.代表取締役会長 三幸商事顧問股份有限公司董事長 アイエスエム・インタナショナル株式会社取締役 SANKO FASTEM (VIETNAM) LTD.取締役 浦和電研株式会社代表取締役会長 成光産業株式会社代表取締役会長 成光パック株式会社代表取締役社長 株式会社スイコー取締役会長 （取締役候補者とした理由） 同氏は、経営、企画、営業等、幅広い業務経験と知識を有し、2010年6月以降当社の代表取締役社長を務め、企業価値のより一層の向上をめざし、当社グループを牽引していることから、今後においても更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としたものであります。	1,165,784株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ほら げ まさ と 洞 下 正 人 (1962年1月8日生)	1984年4月 三幸商事株式会社（現当社）入社 1996年4月 当社取締役開発部長 1998年4月 当社取締役営業本部長 2005年4月 当社取締役新事業推進本部長 2007年4月 当社取締役新事業本部長 2009年4月 当社取締役リニューアル事業部長 2010年4月 当社常務取締役リニューアル事業及び技術開発担当 2013年4月 当社常務取締役リニューアル事業及び技術開発管掌 2015年4月 当社常務取締役開発管掌 2016年4月 当社常務取締役 2018年4月 当社常務取締役兼技術研究所所長（現任）	160,356株
		（取締役候補者とした理由） 同氏は、経営、営業、リニューアル事業、開発等、幅広い業務経験と知識を有し、2010年4月以降当社の常務取締役を務め、特に開発全般に関し中心的な役割を担っていることから、今後においても更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としたものであります。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3	はち や つよし 八 谷 剛 (1957年9月7日生)	1984年 4 月 三幸商事株式会社（現当社）入社 2004年10月 当社執行役員札幌支店長 2006年 6 月 当社取締役 2009年 4 月 当社取締役D&D事業部長 2010年 4 月 当社常務取締役ファスニング事業及びセンサ ー事業担当 2013年 4 月 当社常務取締役センサー事業管掌 2015年 4 月 当社常務取締役機能材事業管掌 2016年 4 月 当社常務取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社 I K K 代表取締役社長 （取締役候補者とした理由） 同氏は、経営、営業、新事業等、幅広い業務経験と知識を有し、2010年4月以降当社の常務取締役を務め、特に新事業及びグループ会社の統制に関し中心的な役割を担っていることから、今後においても更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としたものであります。	32,000株

- (注) 1. 各取締役と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

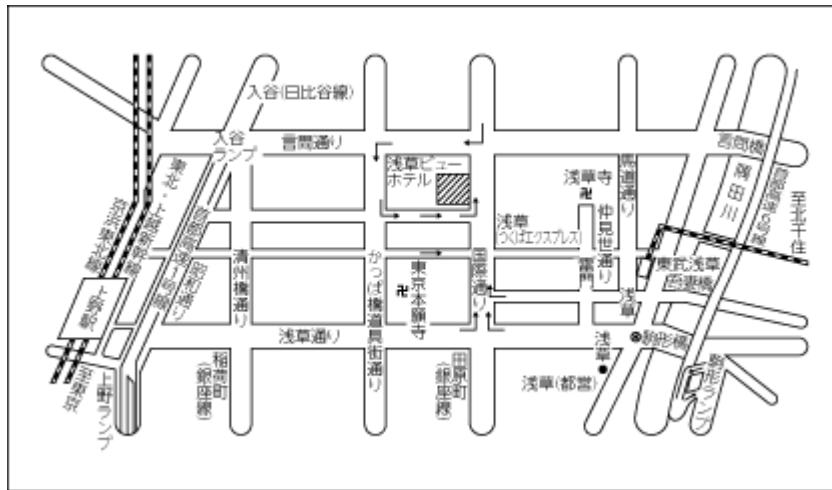
以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across the entire width of the page, providing a guide for writing. The background is a clean, solid white color.

[illegible]

定時株主総会 会場ご案内図

会場：〒111-8765 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔の間
電話：03-3847-1111 F A X：03-3842-2117



〔交通〕 電車でのご利用案内

首都圏新都市鉄道・つくばエクスプレス「浅草駅」 徒歩3分
東京メトロ・銀座線「田原町駅」 徒歩7分
都営地下鉄・都営浅草線「浅草駅」 徒歩10分
東武鉄道・東武スカイツリーライン「浅草駅」 徒歩10分
ＪＲ「上野駅」 タクシー5分

車でのご利用案内

首都高速6号線「向島ランプ」「駒形ランプ」
首都高速1号線「上野ランプ」「入谷ランプ」
のいずれもご利用いただけます。